こうしんだより

With KOUSHIN!

令和 6 年 9 月 24 日

住宅ローン変動金利の基準金利見直しについて

甲府信用金庫(理事長 岩下 浩)は、昨今の金利情勢等を踏まえ、令和 6 年 10 月 1 日より 住宅ローン変動金利の基準金利を見直しいたしますので、お知らせいたします。

記

1. 令和6年10月1日以降に住宅ローンをお借り入れの方

令和6年10月1日現在の住宅ローン基準金利をもとに適用金利が決まります。 以降、毎年4月1日と10月1日を基準日とし、変動金利の基準金利を見直しいたします。

2. 令和6年9月30日以前に住宅ローンをお借り入れの方

基準金利の見直し日…令和6年10月1日(火)

新金利の適用開始日…令和6年12月の約定返済日の翌日(令和7年1月約定返済分より適用)

変動金利で住宅ローンをお借入れいただいているお客さまの利率およびご返済額の見直し時期

- ▶ 変動金利の借入利率は、毎年2回の基準日(10月1日・4月1日)に見直します。
- > 新利率適用開始日は、12月・6月の約定返済日の翌日から適用し、基準日が10月1日 の場合は翌年1月約定返済分から、4月1日の場合は同年7月約定返済分から新しい 借入利率で計算した約定返済額となります。

【新借入利率適用イメージ】

基準日新利率適用開始日新借入利率による約定返済10月1日12月約定返済日の翌日1月約定返済日4月1日6月約定返済日の翌日7月約定返済日

- ▶ 毎月のご返済額は、お借入日(変動金利適用開始日)を基準として約 5 年間は変更されません。金利が上昇しても返済額(元金+利息)は変わらず、元金と利息の割合が変更されます。
- ➤ お借入後(変動金利適用開始後)、5回目の10月1日を経過した翌年1月の毎月返済額分から新しい返済額での返済が始まり、以降5年毎に毎月の返済額が見直しされます。
- ▶ 5 年毎の見直しの際、見直し後の返済額は、見直し前の 1.25 倍が上限となります。 仮に、見直し前の返済額が 100 千円であった場合、急激な金利上昇があった場合でも 見直し後の返済額は 125 千円を超過することはございません。

以上



お問い合わせは、甲府信用金庫経営企画部まで 電話番号055-222-4073

あなたの未来へ こうしんと

②こうしん 甲府信用金庫